



岸市国第 193 号
平成 27 年 5 月 21 日

岸和田市国民健康保険運営協議会
会 長 石田 信博 様


岸和田市長 信貴 芳則



国民健康保険料賦課限度額の改定について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

国民健康保険料の賦課限度額改定について次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。



諮問事項

国民健康保険料の賦課限度額の改定について

(1) 内容

国民健康保険料の基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の 49 万円を 52 万円に改める。

また、後期高齢者支援金等賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の 14 万円を 17 万円に、介護納付金賦課額の世帯当たり賦課限度額について、現行の 10 万円を 16 万円に改める。

(2) 理由

賦課限度額については、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）により基準が定められているところであるが、平成 27 年 4 月 1 日に当該基準が改定されたことにより、本市基準とは、基礎賦課限度額 3 万円、後期高齢者支援金等賦課限度額 3 万円、介護納付金賦課限度額 6 万円の乖離となっている。

賦課限度額の改定を行うことにより、負担感が強いといわれる中間所得者層の保険料負担の緩和を図るものである。

(3) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日においては、基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額を 50 万円に、後期高齢者支援金等賦課額の世帯当たり賦課限度額を 15 万円に、介護納付金賦課額の世帯当たり賦課限度額を 12 万円に改める。

平成 29 年 4 月 1 日においては、基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額を 51 万円に、後期高齢者支援金等賦課額の世帯当たり賦課限度額を 16 万円に、介護納付金賦課額の世帯当たり賦課限度額を 14 万円に改める。

平成 30 年 4 月 1 日においては、基礎賦課額の世帯当たり賦課限度額を 52 万円に、後期高齢者支援金等賦課額の世帯当たり賦課限度額を 17 万円に、介護納付金賦課額の世帯当たり賦課限度額を 16 万円に改める。

以上